

議案第55号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準 に関する法律（昭和25年法律第1 79号）に準ずる。
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	
開票立会人及び選挙立会人	

」

を

「

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準 に関する法律（昭和25年法律第1 79号）に準ずる。
投票所の投票管理者	
期日前投票所の投票管理者	
開票管理者	
投票所の投票立会人	
期日前投票所の投票立会人	
指定病院等における不在者投票の外部立会人 開票立会人及び選挙立会人	

」

に

「

母子自立支援員	月額 184,000円
---------	-------------

」

を

「

母子・父子自立支援員	月額 184,000円
------------	-------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。